

店頭通貨オプション取引契約締結前交付書面

新旧対照表

新	旧
P.2 <u>2021 年 9 月</u> P.9 (1) 口座開設基準 ①当社でオプション取引口座を開設されるには、下記の条件が必要となり、かつ当社が行う審査に通過したお客様につきましてのみ口座開設に応じます。 <u>(個人のお客様)</u> ・既に当社外国為替証拠金取引口座を開設又は同時に開設を要望されていること。 ・年齢満 20 歳以上 80 歳以下で行為能力を有する個人であること。 ・当社から常時連絡がとれること。 ・本取引のルール並びに本書面及び「店頭オプション取引約款」(以下、「約款」といいます。)を十分に理解されていること。 ・十分な金融資産及び知識があること。 ・金融先物取引業務に従事されていないこと。 ・「SBI FXTRADE」口座を開設していること。 ・その他当社が定める基準を満たすこと。 <u>(法人のお客様)</u> ・日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること ・代表者及び取引担当者が国内に居住する個人であること。 ・当社から常時連絡がとれること。 ・本取引のルール並びに本書面及び約款を十分に理解されていること。 ・十分な金融資産があること。 ・代表者又は取引担当者において十分な投資経験及び知識があること。 ・「SBI FXTRADE」口座を開設していること。 ・その他当社が定める基準を満たすこと。	P.2 2021 年 5 月 P.9 (1) 口座開設基準 ①当社でオプション取引口座を開設されるには、下記の条件が必要となり、かつ当社が行う審査に通過したお客様につきましてのみ口座開設に応じます。 ・既に当社外国為替証拠金取引口座を開設又は同時に開設を要望されていること。 ・年齢満 20 歳以上 80 歳以下で行為能力を有する個人であること。 ・当社から常時連絡がとれること。 ・本取引のルール並びに本書面及び「店頭オプション取引約款」を十分に理解されていること。 ・十分な金融資産及び知識があること。 ・金融先物取引業務に従事されていないこと。 ・「SBI FXTRADE」口座を開設していること。 ・その他当社が定める基準を満たすこと。 (追加)

②お客様は、当社の WEB サイトから必要な事項を記入の上、当社が指定する本人確認書類等を電子的に送付（本人確認書類等を画像化して電子メールに添付又は WEB サイト上でアップロード）又は郵送して口座開設していただきます。 ③（略） P.10 (2)口座開設までの流れ ①（略） ②電子的に交付される本書面及び約款をよくお読みください。 ③本書面及び約款を理解したうえで、本取引口座開設申込画面に表示されます本取引についての確認文言をご確認いただき、本取引口座の申込を行ってください。 ④口座開設基準を満たした場合、当社からお客様に対しログイン ID、パスワード設定 URL・QR コードを記載した書面を発行し、メールまたは転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）によって通知します。 ⑤～⑥（略） （3）取引名義及び本人確認 ①お客さまは、本サービスの利用に際しては、本人確認書類／登記事項証明書等に記載の住所又は所在地、及び氏名又は商号若しくは名称（以下、「本人特定事項等」といいます。法人のお客様については、取引担当者の本人特定事項等を含みます。）を使用していただく必要がございます。本人特定事項等に変更があった場合には、当社にお届出ください。当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）でログイン ID 及びパスワード通知書面を送付いたします。 ②（略）	②お客様は、当社の WEB サイトから必要な事項を記入の上、当社が指定する本人確認書類を電子的に送付（本人確認書類を画像化して電子メールに添付又は WEB サイト上でアップロード）又は郵送して口座開設していただきます。 ③（略） P.22 (2)口座開設までの流れ ①（略） ②電子的に交付される本書面及び約款をよくお読みください。 ③本書面及び「店頭通貨オプション取引約款」を理解したうえで、本取引口座開設申込画面に表示されます本取引についての確認文言をご確認いただき、本取引口座の申込を行ってください。 ④口座開設基準を満たした場合、当社からお客様に対しログイン ID 及びパスワードを発行し、メールまたは転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）によって通知します。 ⑤～⑥（略） （3）取引名義及び本人確認 ①お客さまは、本サービスの利用に際しては、本人確認書類に記載の住所、及び氏名（本人特定事項）を使用していただく必要がございます。本人特定事項等に変更があった場合には、当社にお届出ください。当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）でログイン ID 及びパスワード通知書面を送付いたします。 ②（略）
--	--

③本人特定事項等を含む各種お届け出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によって、変更手続きを行ってください。氏名や住所の変更など一定の場合には、当社は犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。 P.11 (7) 注文の受付 ア. 注文の受付 お客さまが本サービスを利用して注文する時は、注文内容を入力後、その内容を確認の上送信し、当該内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。 お客さまが行った売買注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合や当社が不適当と判断した場合には、一部又は全部の注文の執行を行わないこともあります。 お客さまの入力ミス等の事由によりお客さまの意思に反して約定した場合であっても、当社は責任を負いません。 イ. 注文受付の停止 お客さまが、当社が本書面及び<u>約款</u>の重要書類を改正等により再交付した際、その内容について、当社が指定する期日までに確認の上、承諾をいただけない場合、新規注文の受付を停止いたします。	③住所及び氏名を含む各種お届け出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によって、変更手続きを行ってください。氏名や住所の変更など一定の場合には、当社は犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。 P.11 (7) 注文の受付 ア. 注文の受付 お客さまが本サービスを利用して注文する時は、注文内容を入力後、その内容を確認の上送信し、当該内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。 お客さまが行った売買注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合や当社が不適当と判断した場合には、一部又は全部の注文の執行を行わないこともあります。 お客さまの入力ミス等の事由によりお客さまの意思に反して約定した場合であっても、当社は責任を負いません。 イ. 注文受付の停止 お客さまが、当社が本書面及び「店頭通貨オプション取引約款」の重要書類を改正等により再交付した際、その内容について、当社が指定する期日までに確認の上、承諾をいただけない場合、新規注文の受付を停止いたします。
P.12 (12) 取引結果、保有オプション、預託金残高等の報告 当社は、取引の都度、取引状況が記載されたもの（「取引報告書兼証拠金受領報告書兼取引残高報告書」）、ならびに 1 ヶ月間の入出金の各合計額、当該期間終了時点の保有オプション及び預託金の	P.12 (12) 取引結果、保有オプション、預託金残高等の報告 当社は、取引の都度、取引状況が記載されたもの（「取引報告書兼証拠金受領報告書兼取引残高報告書」）、ならびに 1 ヶ月間の入出金の各合計額、当該期間終了時点の保有オプション及び預託金の

状況が記載されたもの（「月次取引残高報告書」）を作成し、お客さまに電子的に通知いたします。（以下「電子交付サービス」といいます。） 内容をご確認され、「取引報告書兼証拠金受領報告書兼取引残高報告書」等の記載内容に疑義がある場合は、速やかに当社までお申し出ください。また、重要と思われるものは印刷して保管されることをお勧めします。 ア～イ （略） ウ．書面の閲覧 システムメンテナンス時間等を除き、本書面及び<u>約款</u>は、当社 WEB サイト上において閲覧できます。 エ～オ （略） P.13 (18) 本書面、<u>約款</u>及び本取引の内容に関して 本書面、<u>約款</u>及び本取引の内容については、お客さまに事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、(17)の方法にてお客さまに通知を行います。 P.20 (2021 年 9 月)	状況が記載されたもの（「月次取引残高報告書」）を作成し、お客さまに電子的に通知いたします。（以下「電子交付サービス」といいます。） 内容をご確認され、「取引報告書兼証拠金受領報告書兼取引残高報告書」等の記載内容に疑義がある場合は、速やかに当社までお申し出ください。また、重要と思われるものは印刷して保管されることをお勧めします。 ア～イ （略） ウ．書面の閲覧 システムメンテナンス時間等を除き、本書面及び「店頭通貨オプション取引約款」は、当社 WEB サイト上において閲覧できます。 エ～オ （略） P.13 (18) 本書面、「店頭通貨オプション取引約款」及び本取引の内容に関して 本書面、「店頭通貨オプション取引約款」及び本取引の内容については、お客さまに事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、(17)の方法にてお客さまに通知を行います。 P.20 (2021 年 5 月)
---	---